

1 0 年 保 存
機 密 性 1
平成 24 年 11 月 30 日から 平成 34 年 11 月 29 日まで

基 発 1130 第 1 号  
平 成 24 年 11 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

現下の経済情勢を踏まえた労働相談体制の充実等について

今般決定された「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）において、「経済危機対応・地域活性化予備費」を使用した施策が講じられることとされた。その一環として、解雇、雇止め、労働条件の引下げ等の相談に対応するために、労働基準相談員の増員を行うこととしているところである。

については、平成20年12月9日付け地発第1209001号、基発第1209001号「経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について」等で指示した事項に加え、下記の点に留意し、経済情勢の悪化に伴う労使等からの種々の相談について、的確に対応されたい。

記

- 1 労使等からの種々の相談の増加が見込まれる署においては、現在「労働条件特別相談窓口」が置かれていない場合、当該窓口を設置し、相談に対応すること。
- 2 不適切な解雇、雇止めの予防等のための啓発指導等に用いるパンフレットを改訂する予定であるので、啓発指導等に当たって活用すること。